

○尾張旭市職員用チラシ広告設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、尾張旭市（以下「市」という。）が配置する職員用パンフレット棚にチラシ広告（以下「広告」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の設置基準)

第2条 職員用パンフレット棚に設置する広告の基準は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告の規格及び設置箇所等)

第3条 広告の規格及び設置箇所は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 広告の種類はチラシとし、1枠につきA4縦（210mm×297mm）以内とする（A3の二つ折り等も可）。

(2) 広告の設置は、職員用パンフレット棚の市が指定した位置及び枠数とする。

(広告の設置期間)

第4条 広告の設置期間は、原則として1月単位とし、連続する設置期間は当該年度内とする。

(広告設置料)

第5条 広告の設置料は、1枠につき月額2,000円（税込み）とし、市長の指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、ホームページ等による公募その他の方法により行うものとする。

(広告設置の申込み)

第7条 広告の設置を希望する者（以下「申込者」という。）は、尾張旭市職員用チラシ広告設置申込書（以下「申込書」という。第1号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 広告の申込みは、1人の申込者に対し1枠とする。

(広告設置の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容等を審査し、設置の可否を決定し、尾張旭市職員用チラシ広告設置決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告案を審査した場合において必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

3 要綱第3条の掲載基準に適合する広告で、同一月の広告に対し、広告設置数の枠を超えた申込みがあったときは、申込書の受付の早い広告から順に設置する。

(広告の内容等)

第9条 広告の内容等は、市のイメージを損なうことのないよう、広告設置の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）と調整してから設置するものとする。

2 広告原稿は、広告主の負担で市が指定する方法により作成し、指定する日までに企画部人事課に提出するものとする。

(広告設置の取消し)

第10条 市長は、広告設置許可決定後においても、要綱第10条の規定に該当するときは広告の設置を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告の設置を取り消したときは、尾張旭市職員用チラシ広告設置決定取消通知書（第3号様式）により当該広告主に通知するものとする。

(広告設置の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告設置を取り下げようとするときは、取下げを希望する日の1週間前までに申し出なければならない。

2 前項の規定により広告設置を取り下げた場合における既納の広告設置料は、原則として返還しない。ただし、継続する複数月の広告設置の決定を受けた広告主にあつては、設置を取り下げる日の属する月の翌月から広告設置の決定を受けた最終月の月数が3月以上あるときは、その月数に1月当たりの広告設置料を乗じた額の2分の1を上限として既納の広告設置料の返還を請求できるものとする。

(広告設置料の還付)

第12条 広告主の責めに帰さない理由により、広告設置ができなかったときは、既納の広告設置料を還付する。

2 前項の規定により還付する広告設置料は、広告設置を取り消した日の属する月の翌月以降にかかる既納の広告設置料の総額とする。

3 広告設置期間中に、市の都合によりパンフレット棚を閉鎖し広告の設置ができなくなったときは、設置できなかった日数に応じて、広告設置料を還付する。ただし、設置できなかった日数が1日未満の場合は、広告設置料の還付は行わない。

4 前項の規定により還付する広告設置料は、月額 of 広告設置料の30分の1に相当する額をもって日額の広告設置料とみなし、日割りによって計算して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

5 前条第2項及び前各項の規定により還付する広告設置料には、利子を付さない。

6 広告設置料の還付を受けようとする者は、尾張旭市職員用チラシ広告設置料還付請求書（第4号様式）により請求するものとする。

(広告主の責務)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月15日から施行する。

## 第1号様式（第7条関係）

## 尾張旭市職員用チラシ広告設置申込書

年 月 日

尾張旭市長 殿

## 広告設置申込者

住 所 又 は 所 在 地		
氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
担 当 者	氏 名	
	メー ル ア ド レ ス	

尾張旭市職員用パンフレット棚にチラシ広告を設置したいので、尾張旭市職員用チラシ  
 広告設置要領第7条の規定により、下記のとおり広告の設置等を申し込みます。

なお、この申込みに対する審査に当たり、尾張旭市の市税等の納税状況を確認すること  
 について、同意します。

## 記

1 広告媒体の種類 チラシ広告

2 申込者の業務内容等

3 広告の設置希望月（希望する月の下欄に○を記入してください。）

年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

4 チラシ

【直接又は郵送で提出】

第2号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

尾張旭市長 印

様

尾張旭市職員用チラシ広告設置決定通知書

年 月 日付で申込みのあった尾張旭市職員用チラシ広告の設置等について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 設置する
- 設置しない  
理由

- 2 広告設置月（設置許可月は下欄に○が付いています。）  
年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

- 3 広告設置料 金 円（ 円× 月分）

- 4 設置料納付期限 年 月 日

- 5 広告設置条件

尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準並びに尾張旭市職員用チラシ広告設置要領のとおり

第3号様式（第10条関係）

尾張旭市職員用チラシ広告設置決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長

印

年 月 日付で決定した尾張旭市職員用チラシ広告への広告設置等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

決定を取り消す理由

第4号様式（第12条関係）

尾張旭市職員用チラシ広告設置料還付請求書

年 月 日

尾張旭市長 殿

請求者

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称及び 代表者氏名	
電話番号	
FAX番号	
担当者	氏名
	メールアドレス

下記のとおり請求します。

記

- 1 還付金の内容  
尾張旭市職員用チラシ広告設置料
- 2 広告設置の決定を受けた設置期間  
年 月 ～ 年 月
- 3 広告設置の決定を受けた日  
年 月 日
- 4 納付年月日及び金額  
年 月 日 金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 還付請求額及び理由  
金 \_\_\_\_\_ 円  
【理由】 \_\_\_\_\_

6 振込先口座

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義